

令和6年第1回苓北町議会臨時会会議録（第1日目）

令和6年第1回苓北町議会臨時会は、令和6年2月19日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
総務課長	錦戸 雅志	税務住民課長	龍岡 学
企画政策課長	宮崎 良成	教育課長	吉本 英明
土木管理課長	田尻 悟	農林水産課長	松井 徹也
商工観光課長	稲尾 浩二	水道環境課長	本田 保
福祉保健課長	田尻 康彦	健康増進室長	西川 文孝
会計課長	松村 保則	行革デジタル対策室長	山下 晃弘

8. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認について
専決第 2 号 令和5年度荅北町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 4 議案第 1 号 荅北町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2 号 令和5年度荅北町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について
専決第 1 号 損害賠償額の決定及び和解について
- 日程第 7 荅北町選挙管理委員の選挙について
- 日程第 8 荅北町選挙管理委員補充員の選挙について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さん、おはようございます。

本日、教育長から欠席の連絡が入っております。

只今の出席議員は10人です。定足数に達していますので、只今から令和6年第1回
苓北町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、山口利生
君、3番、廣田幸英君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

これから議案審議となりますが、第18期における苓北町議会運営に関する申し合わせ
事項により、発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき計3回までを合わせ
て15分以内に制限する。質疑、再質疑、再々質疑については、その間の町執行部の答
弁を挟み、連続したものでなければならぬとしております。

議場電光掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点、制限時間1分前を
指しますが、卓上ベルを鳴らすこととしています。

議員におかれましては、時間内での質疑に心がけてください。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分の承認について

専決第2号 令和5年度苓北町一般会計補正予算（第8号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認について。専決第2号、
令和5年度苓北町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。それではご説明を申し上げます。

承認第1号、令和5年度荅北町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度荅北町一般会計補正予算を令和6年1月22日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正予算の主なものは、昨年11月に創設された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度において、昨年12月22日付けでの同交付金制度要綱の一部改正により、低所得者支援及び定額減税を補足する給付が追加され、本年2月から3月をめどに早期開始を目指すことが示されたことに伴い、給付に係る費用を補正し、早急に対応する必要が生じました。

また、昨年年末における職員の死亡に伴う退職手当並びに消防功労金を支給するにあたり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 専決第2号、令和5年度荅北町一般会計補正予算（第8号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,483万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,791万1,000円とするものです。

6ページをお願いします。歳入です。

款10地方交付税、項1、目1地方交付税は、交付決定による普通交付税4,535万2,000円の増額です。

7ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2、目1総務費国庫補助金、節5社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、交付対象の拡充・変更による社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省分）及び（法務省分）合わせて364万7,000円の増額。

節6物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、住民税均等割のみ課税となる世帯及び低所得者の子育て世帯への給付追加に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,583万8,000円の増額です。

8ページをお願いします。歳出です。

款2総務費、項1、目1一般管理費、節3職員手当等は、職員の死亡による弔慰金と

して職員手当164万8,000円の増額。

節24積立金は、財政調整基金積立、学校校舎改築基金積立合わせて4,323万9,000円の増額です。

目13電算システム管理費は、住民票に登録された氏名のふりがなを戸籍附票システムに連携する機能追加等によるシステム改修委託料300万円の増額です。

9ページをお願いします。

項3、目1戸籍住民基本台帳費は、戸籍情報へのふりがな記載に係る業務追加による戸籍情報システム改修業務委託料67万7,000円の増額です。

10ページをお願いします。

款3民生費、項1、目1社会福祉総務費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰対策支援給付事業として、節3職員手当等の時間外勤務手当から節18負担金補助及び交付金の世帯あたり10万円、対象世帯を270世帯と見込んだ物価高騰対策支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）まで合わせて2,767万5,000円の増額です。

11ページをお願いします。

項2、目1児童福祉総務費は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯への物価高騰対策支援給付金事業として、節3職員手当等の時間外勤務手当から節18負担金補助及び交付金の18歳以下の子ども1人当たり5万円、対象者を165人と見込んだ物価高騰対策支援給付金（子育て世帯）まで合わせて846万3,000円の増額です。

12ページをお願いします。

款8消防費、項1、目2非常備消防費は、団員の死亡による消防功労金13万5,000円の増額です。

以上で、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第1号 苓北町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第4、議案第1号、苓北町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡 学君） 議案第1号、苓北町手数料条例の一部を改正する条例について。

苓北町手数料条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年2月19日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由といたしまして、戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部が改正されたことに伴い、苓北町手数料条例（平成12年苓北町条例第6号）について、戸籍電子証明書提供用識別符合の項目を追加する等、所要の改正が必要なためであります。

次のページからが条例（案）というふうになっておりますが、この朗読は省略させていただきます。

新旧対照表並びに末尾につけております議案第1号参考資料ということをご覧いただきながらの説明になりますが、戸籍法の一部改正に伴う令和5年12月6日に公布された地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、次の内容をして改正するとともに、字句の整理を行うものです。

一つ目に、今まで戸籍謄本等の交付は、本籍地の所在する役所でないと交付ができなかったわけですが、令和6年3月1日からできるようになります。いわゆる戸籍の広域交付ということになりますが、そのことに伴い、本条例の磁気ディスクをもって調整された戸籍及び除かれた戸籍に係る書面という表記を戸籍証明書及び除籍証明書に改めること。この手数料は、従前の450円と750円と同額ということになります。

二つ目に、戸籍謄本等そのものではなく、電子的な戸籍記録事項の証明情報、これを確認するためのパスワードの発行、このパスワードのことを電子証明書提供用識別符合と言いますが、その発行事務が追加、本町が徴収する手数料及びその額を定めること。この手数料は先に述べました政令により、戸籍のそれは400円、除籍のそれは700円ということになります。

三つ目に、戸籍の届出書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴う証明書の交付及び閲覧することができる情報に同情報を追加すること。これは苓北町に

係る標記情報を交付及び閲覧することができるようになることを指しております。

地方自治法第228条分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、政令で定める事務（以下、本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならないと規定してあります。

戸籍事務はこの標準事務と定められております。

よって、先に申した地方公共団体の手数料の標準に関する政令の基準が一部改正されることになり、今回の一部改正となるものです。

条例（案）本文2ページに戻っていただきまして、附則、この条例は令和6年3月1日から施行する。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 戸籍システムの広域による証明書の発行、大変いい制度だと思いますけれども、ただ課長、一つだけお伺いしたいと思います。というのは、他の市町村の窓口に来て請求するときに本人確認といいますが、その方の確認はどのようになっているのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡 学君） よろしいでしょうか。広域交付制度のポイントということで、窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書、これはマイナンバーカードに限らず、運転免許証でもいいですが、この提示が必要というふうになります。本人の戸籍証明書等ではなく、夫又は妻、父母、祖父母（直系尊属）子・孫（直系卑属）の戸籍証明書も請求できるというふうになります。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 通常ですね、運転免許証がほとんど本人確認に利用されてるかなと思いますけれども、現在、運転免許証については、確か本籍地がないように考えておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡 学君） 3月1日から運用することになりますが、運転免許証を持って身分証明書というふうになりますので、あとは口頭でのやりとりの中で本籍地

の確認はしていくというふうになっていくかと思われま

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 従来の住民票についてはですね、そう問題はないと思うんですけども、やはり戸籍となると大きな問題が生じるかなと思い、今のような質問をいたしました訳でございます。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、苓北町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第2号 令和5年度苓北町一般会計補正予算（第9号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、議案第2号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 議案第2号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第9号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和5年第8回議会定例会における議案第82号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第7号）において、減額・訂正させていただいた坂瀬川漁港防波堤改修事業について、改めまして、国立研究開発法人水産研究・教育機構の水産技術研究所並びに熊本県漁港漁場整備課のご助言をいただき、改修方法の再検討・精査を行い、改めて改修事業に要する費用を補正するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長並びに農林水産課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 議案第2号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第

9号) (案) の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,401万1,000円とするものです。

4ページをお願いします。

第2表、地方債補正です。1. 変更は、坂瀬川漁港防波堤改修事業に係る測量設計委託料の実績による減額及び工事請負費の追加による緊急自然災害防止対策事業債4,610万円を増額するものです。

7ページをお願いします。歳入です。

款21町債、項1、目8農林水産業債は、4ページの地方債補正で説明したとおりで、坂瀬川漁港防波堤改修事業に係る緊急自然災害防止対策事業債4,610万円の増額です。

8ページをお願いします。歳出です。

款2総務費、項1、目1一般管理費は、坂瀬川漁港防波堤改修事業に係る財源調整のため、財政調整基金積立709万円の減額です。

9ページをお願いします。

款5農林水産業費、項3、目3漁港建設費は、坂瀬川漁港防波堤改修事業に係る測量設計委託料の実績による減額、工事請負費(単独)の追加を合わせ5,319万円の増額です。

以上で、令和5年度苓北町一般会計補正予算(第9号)(案)の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(野崎幸洋君)

農林水産課長。

○農林水産課長(松井徹也君) 本件であります坂瀬川漁港防波堤改修事業につきましては、昨年12月の全員協議会におきましてご説明をさせていただき、その際、議員の皆様からいろいろなご意見をいただきまして、その後、再検討を行うこととなっております。

本日は、その後の再検討の内容及びその結果につきまして、改めてご説明をさせていただきます。

資料は、A3のカラー刷りをですね、最後の方に資料1、2、3ということで、3枚の資料を付けさせていただいております。

まず、資料1をご覧ください。

資料1につきましては前回の説明と重複する部分もありますが、改めてご説明をいたします。本防波堤の建設当初に係るご説明、それから今回の方塊ブロックのずれにつきまして、改めてこの資料の1を見ていただきながらご説明をいたします。

本防波堤は、平成8年度に地域水産物供給基盤整備事業、国の補助事業になりますが、こちらを活用いたしまして整備した防波堤であります。工法といたしましては、海底に基礎捨石をマウンド形状に設置しまして、その上に底板コンクリートを据え付け、その上に消波機能を持ちます方塊ブロック「三省水工：ワーロック55.9トン型」を乗せ、さらにそれを3段乗せまして、さらに上部には、現場打ちコンクリートを施工しているものであります。この工法につきましては、当時、水産庁と工法協議を行ったうえで決定をし、施工したものであります。

しかしながら、この防波堤の先端部につきまして、平成22年頃から、ずれが生じているのが確認されまして、その後徐々に沖側の方へ移動している状況が見られております。現在では、最大79センチのずれとなっております。

こういった状況を踏まえまして、昨年、この防波堤の改修工事を計画しまして、測量設計を行い、昨年12月定例会において補正予算を計上する予定としておりましたが、事前の全員協議会におきまして、議員の皆様方よりいろいろなご意見をいただき、再度工法について検討することとなった次第です。再検討を行うにあたりましては、県や国へもご相談をし、協議を重ねて検討を行ってまいりましたが、結論から申し上げますと、工法につきましては前回と同じ工法で施行するという事といたしました。

これからこの結論に至りました詳しい経緯等につきまして、ご説明をさせていただきます。

12月議会後に、まず熊本県漁港漁場整備課にご相談をしまして、昨年12月21日、コンサルタントと共に県庁へ出向き、協議を行いました。協議の結果、町が考えている工法につきましては、経済性、安定性など総合的に見て妥当であるというご回答でありました。ただし、この県の回答と併せまして、県内に同じようなですね、こういったうちの坂瀬川漁港で生じておるずれ、そういった同じような事例がないかということでお尋ねをしたんですけども、県内ではそういった事例がないということでありまして、県の方を通じまして、全国調査をですね、行っていただいて、他県の自治体で似たような事例がないかということも照会していただきました。その調査の結果は、全国的に見てもですね、同じような事例がないという結果でありました。

そこで次に、国の専門機関であります国立研究開発法人水産研究・教育機構の水産技術研究所が行っておられます全国の漁港管理者が抱える問題を技術的にアドバイスをする、そういった相談事業というものがあるといふのを熊本県の方より聞きまして、県を通じて、水産技術研究所へ相談することといたしました。事前に研究所の方には、建設当時の設計資料それから今回の設計資料などを郵送いたしまして、事前に見ていただき、本年1月26日に水産技術研究所及び熊本県と協議を行いました。

この協議の際には、前回の工法検討資料の中に挙げておりました一つの工法でもあり、

複数の議員さんからご意見をいただいております消波ブロックを設置するというか、消波ブロックを巻く工法も含めたところで、町が考えている工法だけではなくてですね、いろんな他の工法も含めたところでご相談をいたしておりますが、この消波ブロックを巻く工法につきましては、国庫補助採択の際には、工法協議が行われますので、その中で安定性等と併せまして、必ずコスト比較というものがなされるということで、この消波ブロックを巻く工法は計算しますと事業費の方が非常に多額となりますので、そういった意味でも、この工法が採択されるのは難しいというお答えでありました。また採択要件も補助事業によっていろいろあるんですが、こういった改修事業の際は水揚げ高等の採択要件があり、それを満たさないんじゃないかというようなご回答でありました。

町が考えて提案といいますか、考えておりますワーロックの並べ直しプラス腹付けコンクリート、これは前回12月のもので、全員協議会でご説明をした工法ですけども、この工法につきましては、国の審査の結果としては、事業種別、それから設計の考え方、現状確認、そういった安定性ですね、そういったことを大変細かくチェックをさせていただきまして、この工法については、妥当性、適合性が認められるというお答えでありましたが、ただ波の計算ですね、波力とか波向、そういった波の計算手法というのは町が採用しております一つの計算式だけではなくて、別の計算式もあるので、念のためこの別の計算式でも計算を行ってはどうかと。ダブルチェックっていうんですかね。そういった形でアドバイスをいただきました。また、もう一つはこの腹付けコンクリートの差筋の長さ、それから太さについての根拠、それから素材の選定などについてもアドバイスをいただきました。

国からいただきましたこれらのアドバイスに基づきまして、コンサルタントと再度検討を行い、波の計算につきましては、改めて先程言いました町が採用していた算定式ではない、また別の算定式によって計算を行いまして、新たな算定式による波の計算でも、安定計算上問題ないという結果でありました。また、前回の設計では標準的なものとしておりました腹付けコンクリートの差筋につきましても、国のアドバイスを受けまして、改めて設計をして、国のアドバイスどおりの差筋の施工とすることにしております。これによりまして、県や国との協議を経て、またその協議の結果を反映した工法ということになりましたので、今回ご提案をさせていただくこととなった次第であります。

改めまして、今回の工法につきましてご説明をいたしますので、資料2をご覧くださいと思います。前提といたしまして、調査の結果、一番下部のですね、基礎捨石とそれから底板コンクリートにはずれが生じておりませんので、その上に積んであります消波機能を持つ方塊ブロック、名称はワーロックという名前ですが、ワーロックを元の位置へ戻すために、まず上部の現場打ちコンクリートを取り壊して処分いたします。その後、方塊ブロックを本来あるべき位置に移動をさせます。この移動につきましてはで

すね、前回の全員協議会において、ちょっと今のブロックも30年が経過しておりますので、老朽化しているんじゃないかというご意見もありましたが、耐用年数としては50年以上ということになっておりまして、鉄筋も多数入っております。また品質の調査を今回です、行ってございまして、その結果でも劣化の程度は低いということの調査結果でしたので、一応再利用するというようにしております。この件については、コンサルだけじゃありませんで、メーカーの方にも確認をいたしました。30年程度経過した同じブロックの持ち上げでありますとか、再据え付け、そういった際に割れたり、壊れたりした事例は全国的にもないということでありました。

また、苓北町内の他の漁港の中にもですね、70年以上経過しても問題なく機能している防波堤もあります。本防波堤はそういった時代のものよりは、比較的新しいものですので、そういった時代のものよりはコンクリートの品質も向上しておりますので問題はないというふうに考えております。

工程としまして、その次にワーロックの港内側ですね、陸側の方をきれいにかき落とし、清掃します。これは腹付コンクリートの付着をよくするためのものです。

その後、腹付けコンクリートを施工いたします。資料3をご覧ください。資料3は、腹付けコンクリート施工の際に使用します残置型枠についての資料となりますけれども、方塊ブロック、今ずれてるんですけど、これを本来の位置に戻したうえで、それとこの残置型枠とを差筋やセパレータで固定する形となりますが、その差筋、セパレータにつきまして、差筋が太さが13ミリ、本数は48本、差し込み長さは110ミリであります。セパレータっていうのはですね、この資料3の平面図って真ん中に書いてあるそのすぐ上に残置型枠を表したものがおりますけど、この黒い横に伸びた棒ですね、これがセパレータと言いますが、このセパレータの役割は、施工するとき突っ張り棒的な役割でもありますし、これをブロックに差し込みまして、差筋って言いますかですね、その固定するブロック本体と残置型枠をしっかりと固定する役割があるものであります。このセパレータにつきましては太さが19ミリで、本数が96本、差し込み長さが150ミリで施工する計画となっております。なお、施工する際には当然ではありますが、この引っ張り強度の確認、それから腐食、鉄筋の腐食防止対策をですね、講じることとしております。

そして最後に、上部コンクリート現場打ちで打設いたしまして、防波堤改修を完了という工程になります。なお、この工事費に含まれております単独費で施工予定の隣です、和田漁港の航路の浚渫につきましては、この小路漁港の工程の中で作業船が空いた期間を見て、施工したいというふうに考えております。

以上が工法の説明になりますが、今後の予定といたしましては、今回のこの臨時議会の補正予算でご承認をいただければ、速やかに発注事務を行って、年内には完成で

きるというふうを考えております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 今回、坂瀬川漁港の改修工事、説明いただきました。確かに補助事業の関係は費用対効果の関係でいくと、あそこは漁船は全然使ってなくて、一般の遊漁船が3隻程繋いであるぐらいなところだから、あそこを漁港として改修するのは非常に難しいというものだと思います。ですが、前回補助事業ができるなら、これでしたらいいんじゃないかということで私も提案をさせていただいたところでございます。

今回説明いただきました腹付けコンクリート残地型枠、これを使ってコンクリートをただ吹き付けると落ちる可能性があるということで、この型枠を使うことで、きちんと差筋ですか。それを繋ぐことでコンクリートをくっつけたものが外れるということを防ぐというふうな新しい工法だと、これはもう本当にそう思います。

ちょっと私、気になってたのはですね、既存のコンクリートブロックであるとか、あとワーロックですね、これが今一番先の方は非常に長い。これ何メーターですかね、一番先が。今、二つに分断されてますよね。今、外れてるのが。それで先端部分が一番長い。これをどのようにして、今接着してるやつを外すという手法がとれるのかどうかっていうのが、素人ながら解らなかつたんですね。ワーロックで間があいてるものについては引き上げが可能だけれども、コンクリート塊みたいになってる部分、これは4連結ですか。先の方はしてますけれども。これをどう外すのかっていうのが非常に難しいんじゃないかならうかと。これを外すときに壊れるんじゃないかというふうなことを質問したところでございます。

できるなら、この70～80センチぐらい離れてるところに両方から鉄筋を打って接着させると。そこにコンクリートを注入して、海水が行ったり来たりするのを防ぐというふうなことをすると、今現在の既存のコンクリート塊も外すことで壊れるという可能性もないし、今、小路漁港の方は、遊漁船が2、3隻あって、今、廃船の墓場になりつつあります。あんまり使ってる人もいない。前回、その廃船は志岐漁港の方に持ってこられたと。今きれいになってますよ。でも志岐漁港の方は、持ってきた廃船で非常に今は難儀されています。

そういう漁港で、イベントに使うって地元のためにはいい漁港かと思いますが、その簡単な手法で安くあげるとするならば、離れてるところに双方から鉄筋を打ち込んで接合して、そこにセメントを注入して、港内の方は今回のような形で、全部既存のコンクリートに鉄筋を打ち込んで接続して、そこにコンクリートを注入するというふうなことに

すると、大がかりな、全て大型漁船、専用の船舶を持ってきて外して陸揚げして、また陸揚げを完了して、また元に戻すというような難儀な、相当な費用がかかることも要らないんじゃないかというふうに思いますが、離れてる部分に鉄筋を双方に差し込んで、接続したうえでコンクリートで塞ぐというような工法の検討はされたんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 只今のご意見は、この離れてる2箇所、大きく離れてますけども、そこにコンクリートを流し込むという工法になるかと思うんですけど、このワーロックというのは海側がですね、この資料1の上の写真を見ていただきますと分かりやすいんですけども、中が空洞になってますので、790ミリですかね、空いてるところを型枠をして、コンクリートを流し込んだときに、この空洞のところにずっとこう入っていきましてですね、それずっとこう充填していけば詰まっていくなんでしょうけども、この消波機能というのがなくなってしまう形となりますので、一応検討はしたんですけども、ちょっと難しいということで。このワーロックが三段積みで並んでるんですけども、この四つがワンスパンでありまして、これが上部コンクリートで一体化してるんですけども、このワーロックそのものは接着とかですね、そういったのはしてありませんで、上部コンクリートを取り壊せば、全くその重さだけで乗ってる形になりますので、大きなクレーンでつると、簡単に移動させることができるということで、しかもその移動させるのもできるだけこの最小限でですね、最初は全部1回外してしまって、前回の説明でおそらくそれを一旦陸に上げてですねっていう話を、ご説明をしたと思うんですが、いろいろ協議とか検討していく中では、そのまま最小限でやれるんじゃないか。その船の上に乗せてですね。もうそのまま横に移動するやつはそのまま移動して、一旦陸に上げたりはせずに。どうしても取らないといけないやつは船の上に乗せて、取らなくても横に移動するだけで済むやつは移動させてというような形で、最小限の積み直し作業ということで考えておりますので、それほど手間暇、経費、そこまではかからないかというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） それと下に空洞がありますよね。ここに吊るすやつを持って、クレーンで引き上げて横さん持っていくというふうなことになるわけですか。そういうことかどうか。この四つ分を一遍に積み上げて、一つで50トンだから、四つで200トンですか。200トンだから大型のクレーンがついてるやつは引き上げが可能かと思えます。これを外すのかと思ったらそうじゃなくて、ワーロックそのものに損害を与えるようなことはないということですね。

分かりました。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まず、資料1ですが、要因した波向、二つありますね。それでこの下をずっとたどっていけば、どこになっとかな。富岡半島が防波堤の役目をしとっとじゃなかつたですか。こっち上の方はですね、雲仙おろしが来るとか何とかという話があって、こちらの風は強いんだろというふうに思いますけども、こっちの方はそういうことで果たしてそういうことになっとかいなという気がします。

それから現状を見ればですね、これはどういう理由なのか。波が押し出したのか。今の質問と関連しますけども、こういう事例の場合は、崩れてしまっていないので災害復旧事業の対象にならないということなのか。考えようによっては、これでもう当然、災害復旧の対象にしてもいいと思うんですね。そうすれば今回補正で全額、地方債4,600万円と一般財源700万円の補正は国庫補助金の補助率の範囲内の中で、国費が回ってくるのではないかとこのように思います。

そういった意味で、この原因になった年月日、日付と気象の状況を教えてもらえばと思います。それから関連して災害復旧の事業としてはならなかったのか。関連してこれは単なる崩壊なのか。これは今課長の説明では、ずれているわけですが、これはもうそのままの形で、新しいあれは使わんわけですね。重石ですね。とすれば船の碇のように、そういう碇状の形で、これをとめるというふうなことは考えなかったのか、お尋ねをします。

それからさっき当初の説明の中で、国に聞いたとか、県に聞いたとかいろいろ話がありました。皆さんは全部何て言いますかね、賛成、賛成、賛成の人たちだけで話をしている。しかも国費は出さなくていい。苓北町が借金して造ればそれでいいんだという程度の考えじゃなかったかと思うわけです。そういった意味で、繰り返しになりますけども、これは災害復旧事業として取り組んでもらうべきではなかったかというふうに思います。だから機能とすればですね、確かに今、非常に漁港としての機能は持っていますけども、活用されていない。しかし、この資料1の写真の中にもありますように、下の地図にもありますように、これは国道を挟んで民家が密集していますね。坂瀬川の中心地ですよ。そういうこともありますので、これやっぱ早急にすべきだろうとは思いますが、どうしてもこの前の全員協議会から安全性が全然進んでいないというふうな気がします。

そういうことで、あと1回お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 今回、ずれの原因となりました波の向きについてはですね、資料1の方にも二つ波の向きを表示してありますけども、右側の方ですね、最大波向、これは実際に設計をする際に、こういった方向の波に対して、安定が保たれるかど

うかという計算の基になる波の向きでありまして、この左に書いてあります要因した波向というのは、やはりそうは言いながらも異常気象でありますとか、波浪の時にはいろんな、その都度、波の向きが考えられまして、この動いている状況等から見ますと、この要因した波向って書いてあるこの向きによる波がですね、入って、消波機能として、大いに有効なこのワーロックの構造ではあるんですけども、この向きに対してちょっとずれが、重さが・・・、重さでも基本的には構造となっておりますので設計をした当時の計算は満たしておったんですけども、それ以上の力がですね、加わったということが考えられまして、この方向による波でずれたものではないかというふうに判断をしております。

災害復旧につきましては、県の方にもですね、まずこの離れがまだ今ほどじゃなかった頃にですね、見ていただいて、災害復旧の対象になりますかということで、現場にも来ていただいて、見ていただいたんですが、これが要するに3段、4段って構造になってますけど、これが上の方がですね、もう完全に落ちてしまう、崩落してしまうぐらいにならないと、ちょっとずれとるぐらいでも維持管理の範囲内だというようなご回答でありまして、災害復旧には該当しないということでありました。

さっき重さでもたせる構造だというふうに言いましたけども、設計当時の計算は満たしておりましたが、その後、国の基準も年々厳しくなっております、基準も変わってきております。

今回の設計では、今の最新の基準をですね、満たしたうえに、もうちょっと余裕を見た重さということで。このワーロック自体が一つ55.9トンあるんですけども、それに上部コンクリートが乗っている。で、今回、今はないこの腹付けコンクリートをですね、施工することによりまして、この腹付けコンクリートがだいたい114トンぐらいの重量になりますので、ワーロック四つで1スパンと言いましたけども、これが今、上部コンクリートで一体化はしてるんですけども、それに、今言いました腹付けコンクリートがさらに上部コンクリートとも一体化して、この四つのワーロック、それから上部、そして腹付けコンクリート、これ全部の重量をですね、合わせますとこの先端のワンスパンは、もう約1,000トン近い重量に今回なることになりますので、一番先端をしっかり、今まで以上に重量を増やした構造にすることで、先端が動かなければですね、その先も動きませんので、重量を今以上に増やして押さえるという計画になっております。

あと民家がですね、確かに国道もありますし、民家も多数ありますので、これを早急に復旧したいと考えているんですけども、一応、施工する際にですね、どうしても一時的に波の心配が及ぶんじゃないかということも考えるんですけども、さっき山口議員のご質問のときにもお答えしたように、最小限ワーロックをずらして移動させる形で施工

を考えておりますので、あそこが一旦もう全く何もない状態に、工事の途中でですね、なるということにはなりませんので、一応その施工中につきましても、この国道であるとか民家に対する波を消す機能っちゅうのは、ある程度残った状態の中で施工ができるというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まず今の説明の中でですね、当初の設計計算ではOKだったということですよ。これはおかしかでしょ。当初の計算がOKで実際こうなったということであれば、やっぱ当初の設計は全然見直すべきじゃなかですか。このワーロックとか腹付け石ですか、腹付けコンクリート。この製造で当初設計して施行されたところと。ところが実際動いてしまったと。当初の設計ではOKだったということであれば、当時の設計に県に協力してもらったんだと思いますけども。これは県が作ったんですかね。そこから辺は構いませんが、いいですが、やっぱその考え方がですね、当初の計算で設計ではOKだったということは、そういう理解はやっぱり捨てるべきだろうと思います。

それから予算の出し方がですね、これ何でこれだけ、1件だけ補正で出したんですか。臨時議会で出したんですか。あと3月まで待てば、定例会でほかの予算と一緒にですね、出した方がよかったんじゃないかと思うわけです。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 補正の、この時期につきましては予算がですね、工事費が5,000万円をちょっと超えておりますので、今から発注に向けては具体的な積算をしていく中で5,000万円を超えるか、超えないかは、今の時点でははっきりわからないんですけども、超えた時に契約につきましてですね、議会に議決をいただかないといけないということで、先程から申し上げてますが、できるだけ少しでも早く復旧をしたいという中で、わざわざこうお集まりいただいてですね、申し訳なかったんですけども、今回予算の可決をいただいて、もし積算した結果が5,000万円を超えまして、3月にその契約のですね、議決をいただいて、その先の施工に、早い施工につなげたいということでこのようにさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 私が言うのはですね、これ1件だったらもう判断がし易かわけですね。1件だけはですね。これは町長の考え方になってくっと思いますけども、ほかの福祉関係の子育てとか、そういう関連の予算ば、今、国が交付金でばんばん、ばんばん出しよります。そういうものと絡ませろばですね、簡単に反対でけんですよ。ですね。これだけ出ろば、これだけなら別に問題ないと、地元の方の安全は守っていくという根本的な考え方は置いてですね、この事業だけではなかなかそういうことも考えられるので、なぜ今出したのかと、臨時会で出したのかというそこを・・・できるだけ早く

とかですね、5,000万円とかそういう具体的な話については、これは事務レベルで努力をすべきですよ。いろんな状況に対応できるような形にですね。変に5,000万円とかいうのを頭にかぶせてから仕事をすると、先程課長の説明があったように当初計算ではOKだったけども、作り上げてしまったところが、大きな波が来たら動いた。あるいはひっくり返った。今、地球の気象状況は非常に分かりにくいということが言われていますよね。そういうことで質問をしました。終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 2、3お尋ねをいたします。今回、厳しい意見を言うようですけども、前回の決算審査特別委員会の中で、おまえたちが決めとっとばしただけやっかというような担当課長からの厳しい、議会に対しての注文がありましたので、要望をですね、本当にこれで大丈夫かということでやりたいと思います。我々は決まったことを、議会で決まったことをやっただけやっかっていうなことがあったと思います。もし私の言い方がつまらんならば、テープ起こしでもして、やりとりを聞いていただきたいなと思っております。

まず1点。1点目でございますけれども、上級官庁でいろいろ協議をなされたということでございます。これは既にですね、この堤防をつくった時点でもそれなりの計算はしてあったと思いますね。その数値がですよ、数値。昔、これつくったときの数値を全く同じのをやっても、全く同じ形しか出てこんですよ。でしょ。基礎的にはですね、例えばこっから島原までの、長崎までの距離とか、海面の深さとか、風向とか、浜口議員の方から富岡半島があるけんそこら辺も云々と出ましたけれども、当時これをつくるときに相当検討してつくってあるはずですよ。同じ数値をやっても、同じ資料しか出てこんですよ。そうでしょう。しかし、ここの場合は、それをしてもこれだけ動いてきたと。異常気象でですね、どもこも強いときに動いとっとじゃなかつですよ。徐々に少しずつ動いていきよっちゅうのは、もうこの工法自体がもたんということじゃなかですかね。ですね。私はそう思います。例えば、この写真を見せてもらいますと、今、沖の方から2箇所開いとっというようなことで、ここだけの検討がなされておるようでございますけれども、この写真を見ますとこの起点の方にもいくらか傷のようなのが入ります。ここも動きよっとなつたですか。ですね。多分ここは動いとっと思えますよ。ということはこれ全体が動きよっということですよ。そこら辺の数値のとり方、設計数値のとり方ですね。そこら辺を何でとったか。新しい数値でとったのか、あるいは今までどおりの数値でとったのか。対岸、長崎半島ですかね、島原半島つちゅうですかね、そこら辺の距離とか水深あるいはその基盤の状況、そこら辺から計算していきますからね。そこら辺をそっくりそのまま、昔んまましとれば、そっじゃもたんというこ

とですよ。裏にどがしこ腹付けしたっちゃですね、これは波を吸収するような形になっておりますので。このタイプはですね。重力でもたすつとならば、一番安い方法ならば、このままの形で、中の空いととここに生コンば詰め込んで、コンクリートを詰め込んでですね、そして上に天端にですね、30センチでも、50センチでも盛った方が一番安かつじゃなかつかと私は思いますよ。裏に付けたっちゃ何もならん。私はそう思います。

それから、今まで単年度でですね、何センチずつぐらいずっと開いていきよるのか。そこら辺、計算されたことは、確認されたことはあつてですか。少しずつ動きよつてすもんね。私もたまに行ったときに、ああ開きよつじゃつきやつて言いますけれども、これ79センチとか36センチとか開いておりますけども、異常気象で開いとつとならば、確かにもうちょっと補強ばせろばもつかもしれんということだと思いますけども、これがですね、常時少しずつ動いていくとならば、通常ちょっとした強か波でも動きよつとやかですかね。ちゅうことは、この堤防自体がひよつとしたらここの現場に合わんとじゃなかろうかなと私は思います。このブロック自体がですね、真正面から受ける波には強かですけれども、横から動くような形には、あまり強くないようなブロックじゃなかつかと思つてますよ。波がこっちの崩壊の方からですね、返し波で、返つたときにこの中に波が入つて、奥に入った瞬間に浮き上がつて動きよつとじゃなかろうかと思つてますね。そこら辺が見てなかつじゃなかろうかと。私は一番良かとはここを囲えばよかと思つてますけど、ここは何億もかかると思つてますのでね。億のお金がかかると思つてますのでそれは勧めません。そこら辺、要するに何の数値を使われたのか、そこら辺を教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） ご説明いたしました中にですね、建設した時の年度はですね、平成8年度。平成8年度に最初に建設をされてるんですけど、その時には、国の補助事業を受けての建設ということで、もちろんそのいろんな国の審査もありますので、その基準についてもですね、その当時のいろんな波の計算でありますとか、構造物の強度はそれに対してこれぐらいの強度でないといけないというような、そういう基準を平成8年度の段階でクリアしている形で建設されてます。ただ、激甚化つていうんですかね、災害の規模がやはり当時の想定を超えるような激甚な災害が出てくるようになってきておる現状の中でですね、国も前のまんまの基準では、やっぱり甘い基準になってしまうということで、厳しい基準に今現在はなつておまして、だからこの今回の改修事業の様々な安定上の計算は、今の最新の厳しくなつてきている基準を十分に満たすような形で設計をしております。それを満たすために建設当時のままの、全くそのままでは、当然また動いてしまう可能性がありますので、重量を大幅に増やすということで、腹付けコンクリートをですね、施工しまして、陸側の方にくっつけて、腹付けの部分だけでも

114トンございますので、その重量が増えるということと、今までばらばらだったワーロック一つひとつが分離してたのを一体化することができますので、それによって先端部が非常に重い重量の構造物になりますので、それで今の厳しい基準もクリアできるということでもあります。

資料1の写真の中で、ずれがですね、上ばかりじゃなくて、ワーロックが3段積んであるんですけども、それぞれ少しずつ何か、確におっしゃるように、1段目も少しずれとるし、2段目もずれとる。3段目もずれとってですね。それを今回の改修工事では、全て1段目から2段目も3段目も全てのズレを元どおりに直すという計画にしております。

ずれの幅は年々広がってきてるんですけども、毎年、毎年ちょっとこう測っていたわけではありませんが、そのデータが飛び飛びではあるんですけども、平成22年頃にずれが確認されて、24年度に何か長寿命化計画ということで、ずれを測ってあるんですけど、そのとき30センチ、一番広いずれがですね、30センチ。それが何かこう非常に広がっているんじゃないかということで、少し日にちが飛ぶんですけど、令和2年度には66センチになっておりまして、去年の2月は77センチ、今現在は79センチということでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） というのは、安定計算上は大丈夫だということですね。そうですね、変えとらんから。安定計算が足らんとなら変えるはずですからね。それでですよ。これは波の動きでこういうことになるのでこのままおいとつても、これにいくらか手心を加えても、もたんちゅうことですたい。手心を加えても。また元に戻してですよ、後ろにちょっとした引っ張りでも付けても、またそれが壊れる。ずっとこれ全体的に押しやっていくちゅうこつですよ。全体的に。もしですよ、体面が悪い、あるいは地域の住民の方が相当心配されとらつということであれば、間にコンクリート詰め込んですたい、上に後ろの腹付けコンクリートに見合うだけのコンクリートで押さえればよかつでしょ。重量ばかければよかつでしょ。それでじゃもたんと思えますけれども、執行部の方がそういうことで、あるいは上部の機関が何百トンやったですかね、そんなに乗せろばよかつすたい。そしたら事業費は3分の1ぐらいしかかからんでしょう。動かしてもせんちゃよし。そのまま詰めろばよかつすから。それでその上に80センチか30センチか上げろばよか。その方が消波効果も出てから相当良うなつとじゃなかですか。ただ壊るつとは一緒と思えますよ。壊れ方は。

ただ、私が言うのは、これはせつかく4,500万円かけてですよ。また2、3年後に壊れたと。異常気象が来て、今度壊れたと。全く4,500万円の無駄遣いじゃなかですか。例えば14号台風とか、そういった台風が来たとか。そんな時は壊れると。笑わ

るっですよ。何ちゅうふうかって。今の状況は。ぜひですね、もう少し真剣になってですね、取り組んでいただきたい。

そして、私が前回は申し上げましたとおり、これはこれで安定計算上はもつとるわけですから、このまま置いとって、ここはどうせ消波のための防波堤でしょ。物揚げ場じゃなかったでしょ。防波堤ならですね、わざわざ隙間をつくった堤防もありますよ。いくら。3連ぐらいに組ませてから。わざわざ開けてある堤防もある。そこに潮が流れて入るようにですね。そういった堤防もありますのでこれで充分間に合うとですよ。そして効果はある。

それからどうせ漁船、あるいは遊漁船なんかあっても、台風が来るぞちゅうときは、和田漁港に逃げらっつとでしょう。あるいは富岡漁港とか港湾の方に入れらっつとでしょう。そういうことですので、私はあせがってする必要はなかつじゃなかるうかと思いません。して効果があれば別ですけども。何年かは見栄えは良いと思えますけれども。これが見栄えが、割れたり何かしてからですね、開いて、あるいはちょっと崩れたら笑い者ですよ。それよりもかなり金がかかるので、そして、今の効果は十分発揮しておるので、もう少し堪えてくださいと地域の方をお願いしてですね、現状を見守って、いざ異常気象なんかの時に、これ以上に壊れたときに災害等で採択していただくようなやり方が一番ベターなやり方じゃないかと思っておりますけれども。その方がいいんじゃないかろうかと。私は思いますが。町長どうですかね。どうお考えですかね。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） この対策につきましては、これまでも縷々お話をしてきておりますとおり、災害等が激甚化する中で、やはり住民の皆様の安心安全のために施策をするものでありまして、壊れるのを待つとかということじゃなくて、現時的にですね、こういったことで既に開きが広がっておりますので、今の時点でですね、早急に対策をとるといって今のご提案をしているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私が何度でも言うようにですね、やっぱり町長の考え方は分かりますよ。壊れんうちにしよう。その気持ちは我々も一緒ですよ。もしこれがですね、手をかけたならば、壊れずに、やはり、せめて4～50年はもつというならば分かりませんが、今回提案していただいたような設計でですね、やっても、もし今まで以上の台風、今台風が来んけん良かですよ。ここは。全然来んけんか良かですけど。異常な気象でやはり海が荒れたりした時に壊れた場合、私が先程言うように安定計算上はばっちりしてあるのですから、私は壊れんと思えますよ。安定計算上はですよ。通常の安定計算上は。ただ異常気象の時にどうなるかちゅうことですよ。もう常にずーっと、常々の波でずっと開いてきよつとでしょ。ここ何年かで。もうそつで足らんということ

ですもね。ここは多分、このブロックはですね、波が来たら、横波が来たら、波がこの間に入ってですね、浮き上がってですよ。浮き上がって前に押し出しよってですよ。今道路なんかにも、海岸の石が波でですね、打ち上げられたケースなんかいっぱいあつでしょう。ああいった状況なんですよ。ここは多分。町長が言わつとはわかるばつてんですね。それが本当に何ちゅ言うんですかね。補修をして、それがもつとならば、私も賛成です。私はそうじゃないと思いますので反対しております。それから、設計とか何かに現地も知らずに、いろんなことをして設計したことで、やはりこの荅北町はそういった経験があると思います。例えば、設計屋の言うとおりにしてですたい、失敗したケースがある。例えば、志岐集会所あるいは温泉センターですね。温泉センターあたりもすぐ一時したら天井ば替えたですね、我々もあん天井じゃもたんばいということであつたら天井ば替えた。志岐集会所も。あらもうとてもじゃなかぞ、雨の漏つてどもこもされんと。ガラス替えつとなら一枚ずつ切らんばんとて、我々も職員の時にあつておりましたけれども。ここがやっぱり一番、そういった事例が多いのは荅北町じゃなかですかね。やっぱり今後はですね、新体制になってですね、じっくり見据えてですね、前向きで検討していただければなと思います。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 改めてお答えさせていただきますけども、今のようですね、現状がこういう状況です。やはり未曾有の災害等、この前の地震もそうですけどもいつ何時ですね、大きな災害が起こるか分かりません。そのためにはやっぱりそういったですね、事故の防止に向けては、事前にやっぱり対策をとる必要があろうかと思つます。

そういった意味から、今回、国土強靱化を図る意味で防災工事ということであつるものでございます。

それから、専門的な部分がですね、なかなか分かりにくいということであつたので、前回12月の議会の中でお話しして、減額をさせていただいて、改めてですね、国の機関等にもご相談をしながら、今の現状の部分で一番最適な方法をですね、検討させていただいたということでございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○議長（野崎幸洋君） 異議があります。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、議案第2号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について

専決第1号 損害賠償額の決定及び和解について

○議長（野崎幸洋君） 日程第6、報告第1号、専決処分の報告について。専決第1号、損害賠償額の決定及び和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

なお、専決内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） それでは、私の方から内容を説明させていただきますので、次の次のページをお開き願います。

専決第1号、損害賠償額の決定及び和解について。

令和5年11月12日発生、消防団員が運転する消防車両の物損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和6年1月12日。苓北町長 山崎秀典。

事故の内容でございますが、1、事故発生年月日、令和5年11月12日。2、事故発生場所、苓北町志岐字神ノ迫地内。3、相手方、個人（車両の所有者）でございます。4、事故の概要、概要につきましては、苓北町消防団第2分団第1班に所属する消防団員が運転する消防車が、同じく第2分団第1班消防倉庫付近に駐車していた同じ班に所属する消防団員である相手方の自家用車後方に接触し、一部破損させたものでございます。5、損害賠償額、11万33円。なお、損害賠償額につきましては、熊本県町村会

の総合賠償補償保険から全額補てんされることとなっております。6、和解事項、本件のほか、両者間には一切の債権債務関係がないこととして和解をしております。

なお、今回の事故を踏まえ、令和5年12月14日に開催しました消防団役員会におきまして、消防団員に対し、消防車両の運行上の留意事項並びに安全運転について、改めて周知・徹底を行いました。

以上、専決処分の内容について、ご報告させていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 損害賠償の和解については特に質問するわけじゃないんですが、やっぱり今回の事故があった場合に、消防団員が駆けつけて車を駐めると。その車に消防車がぶつかったという事例だと思います。やっぱり全体的に駐車場の不足が問題で、このような事故が発生しているのかどうか。消防車を運転した消防団員のちょっとした不注意でぶつかるというような事例だったのか。その辺りを教えていただきたい。

また同じようにですね、場所によっては広い駐車場がある消防車庫がありますけれども、駐車ができないようなところにつくってある場所も、町内ですら、あるんじゃないかと思いますが、その点の調査をされていらっしゃるのかどうか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 消防団員がですね、今回の場合は救急じゃなくて防災訓練の時、その後、駐車してある車両にバックしている時に、ちょっと接触したということでございまして、当然、山口議員おっしゃいますように、やっぱりきちとしたそうした接触等が生じないようなその駐車場の確保ですね、それがまず第一かと思います。そこはつぶさにちょっと、今ここでできませんので、そこについてまた改めて調査をしますね、その辺のところの確保にもきちっと努めたいと思います。

なお、先程申し上げましたとおり、役員会においてですね、具体的に申し上げますと留意事項ということですね、車両の運行は当然ですけど、交通関係法規を遵守して履行するというのと、車両を動かす際は周囲を一巡し、資機材の固定状況や阻害となる物がないよう確認を行うこと。また今回、運転をする時に、後ろに誘導員がいなかったというところもございまして、原則1名降車し、誘導員と運転者で意思の疎通を図るとともに、周囲の安全を図ることなどをですね、具体的に消防団員の方にも周知をさせていただいて、ボランティア等ですね、日夜頑張ってください消防団の生命と財産のところですね、そういったことがないようにということで周知を行ったところです。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 直接関係ありませんが、消防倉庫の整備の話が今出ましたので
ですね、ちょっとお尋ねしますけども、志岐の第2分団第2班ですか、あそこに行く、
消防倉庫に行く道がですね、私道のままです。個人の道。それで今たまたまエトワール
があってですね、物事がない時にはそこを通っているようですけども、エトワールの横
に幅2メートルぐらい、2メートル50センチぐらいか、あれは多分私道のままですね、
個人の名前ですね。やっぱよく調べられて、公の道になすべきであると思いますし、も
し幅員が足りないようであればJAあたりとも相談されて、エトワールの敷地になって
いる部分を若干お世話になるとか、そういうこともすべきじゃないかと思います。

終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第1号を終わります。

会議の途中ですが、ここで11時10分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 皆さんお揃いですので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第7 苓北町選挙管理委員の選挙について

○議長（野崎幸洋君） 日程第7、苓北町選挙管理委員の選挙についてを議題とします。

選挙管理委員の選挙については、地方自治法第182条の規定に基づき、当議会で選
挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にした
いと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、選挙の方法は投票で行うことにします。

念のため申し上げます。選挙管理委員の候補者は、苓北町の選挙権を有する者となり
ます。投票は単記無記名、一人一票です。なお、本選挙は法定得票数以上の高点順によ
り委員4人を決定するものであります。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（野崎幸洋君） 只今の出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、2番、山口利生君、3番、廣田幸英君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。投票用紙の枠の中に、選挙管理委員候補者の名前、住所、生年月日、所属政党等を記載願います。白票及び他事記載は無効といたします。

（投票用紙配付）

○議長（野崎幸洋君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（野崎幸洋君） 異常なしと認めます。

よろしいですか。それでは只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の山口利生君、廣田幸英君の開票立ち合いをお願いいたします。

（開票）

○議長（野崎幸洋君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票。有効投票のうち、立山清剛君3票、田尻幹雄君2票、松野茂君2票、小崎重輝君2票、尾脇宣宏君1票。

以上のおりです。この選挙の法定得票数は1票であります。

よって、苓北町選挙管理委員には、立山清剛君、田尻幹雄君、松野茂君、小崎重輝君、以上4人が当選されました。

-----○-----

日程第8 苓北町選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（野崎幸洋君） 日程第8、苓北町選挙管理委員補充員の選挙についてを議題とします。

選挙管理委員補充員の選挙については、地方自治法第182条の規定に基づき、当議会で選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

選挙の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、お手元の候補者名簿により、第1順位、松本良雄君、第2順位、山崎敬一君、第3順位、荒木真喜子君、第4順位、尾脇宣宏君、以上の方を指名します。

お諮りします。

只今議長が指名した4人の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって只今指名しました第1順位、松本良雄君、第2順位、山崎敬一君、第3順位、荒木真喜子君、第4順位、尾脇宣宏君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回荅北町議会臨時会を閉会いたします。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員